１．産業廃棄物処理施設の許可等の状況について

（１）調査方法

①調査対象機関　　47 都道府県、82 政令市

②調査内容　　産業廃棄物処理施設の許可等の数

（２）調査結果の概要

令和４年４月１日現在において産業廃棄物処理施設の設置許可件数は、全体で 20,982 件（前年度は 21,012 件）となっており、前年度より 30 件（0.1%）減少している。（表１－１参照）

表１－１　産業廃棄物の処理施設設置許可件数

区　　分		施設許可件数（令和４年４月１日現在）		令和３年度分		
				新規施設許可件数	変更許可件数	廃止届出件数
中間処理施設		19,414	(19,412)	505	132	317
	汚泥の脱水施設	2,676	(2,717)	28	10	53
	汚泥の乾燥施設（機械）	206	(212)	2	0	8
	汚泥の乾燥施設（天日）	52	(53)	0	0	0
	廃油の油水分離施設	255	(258)	4	0	2
	廃酸・廃アルカリの中和施設	165	(153)	12	2	0
	コンクリート固型化施設	25	(25)	0	0	0
	水銀を含む汚泥のばい焼施設	10	(11)	0	0	1
	シアン化合物の分解施設	99	(100)	2	1	1
	廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設	11	(12)	0	0	0
	ＰＣＢ廃棄物の分解施設	9	(12)	0	0	3
	ＰＣＢ廃棄物の洗浄施設又は分離施設	8	(13)	0	0	5
	廃プラスチック類の破砕施設	2,287	(2,235)	116	35	27
	木くず又はがれき類の破砕施設	10,698	(10,675)	282	77	169
	廃水銀等の硫化施設	2	(2)	0	0	0
	汚泥の焼却施設	593	(599)	14	1	9
	廃油の焼却施設	596	(600)	16	2	7
	廃プラスチック類の焼却施設	695	(695)	14	2	13
	ＰＣＢ廃棄物の焼却施設	4	(5)	0	0	1
	その他の焼却施設（汚泥、廃油、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、PCBを除く）	1,023	(1,035)	15	2	18
最終処分場		1,568	(1,600)	11	15	28
	遮断型処分場	22	(23)	0	0	0
	安定型処分場	931	(946)	6	9	15
	管理型処分場	615	(631)	5	6	13
合　計		20,982	(21,012)	516	147	345

注）１．令和４年４月１日現在の設置許可件数とは、令和３年度末までの設置許可件数の累積(廃止届出書を提出していないもの)である。

２．（　）内は前年度の調査結果

① 中間処理施設

令和４年４月１日現在の中間処理施設の設置許可件数は、全体で 19,414 件となっており、前年度との比較では２件(0.01%)増加となっている。内訳は、木くず又はがれき類の破砕施設が約 55.1%、汚泥の脱水施設が約 13.8%、廃プラスチック類の破砕施設が約 11.8%等であった。

木くず又はがれき類の破砕施設の新規設置許可件数は 282 件あり、新規許可件数の半分以上を占めている。また、焼却施設の新規設置許可件数は 39 件であり、前年度と比べて 18 件増加となった。（経年変化は図１－１参照）

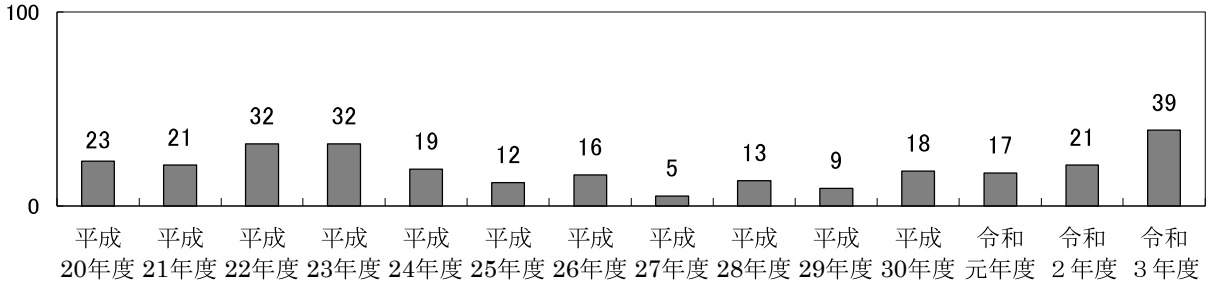

図１－１　焼却施設の新規許可件数

注）１．令和４年４月１日現在の設置許可件数とは、令和３年度末までの設置許可件数の累積(廃止届出書を提出していないもの)である。

２．焼却施設については、「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ施設も１件と計上しているため、表１－１の数値とは一致しない。

② 最終処分場

令和４年４月１日現在の最終処分場の設置許可件数は、全体で 1,568 件となっており、前年度との比較では 32 件の減少となっている。

最終処分場の新規設置許可件数は 11 件であり、前年度と比べて８件減少となった。（経年変化は図１－２参照）

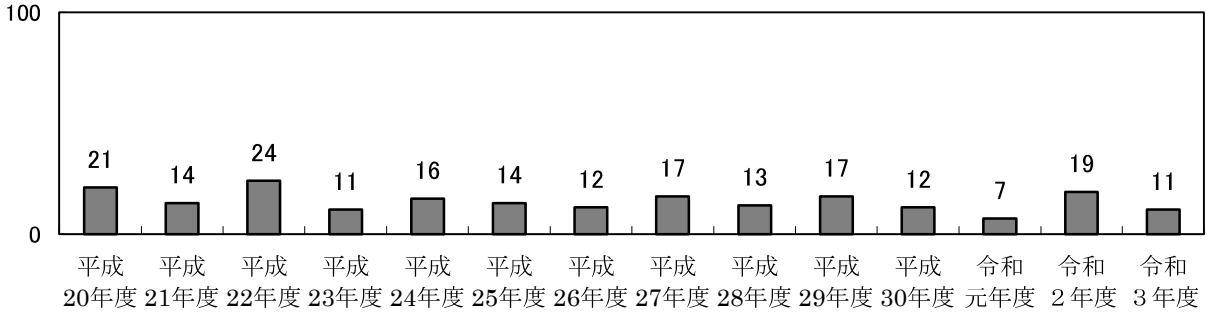

図１－２　最終処分場の新規許可件数

注）令和４年４月１日現在の設置許可件数とは、令和３年度末までの設置許可件数の累積(廃止届出書を提出していないもの)である。

２．産業廃棄物処理業の許可等の状況について

（１）調査方法

①調査対象機関　　47 都道府県、82 政令市

②調査内容　　産業廃棄物処理業の許可件数等

（２）調査結果の概要

①産業廃棄物処理業の許可の状況

令和４年４月１日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より 7,008 件（3.1%）増加し、234,725 件となっている。特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より 406 件(1.8%)増加し、22,552 件であった。

処理業許可件数が平成 23 年度以降大幅に減少したのは、平成 22 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の一部改正により、産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可が合理化されたことが主な原因である。（図２－１、表２－１参照）

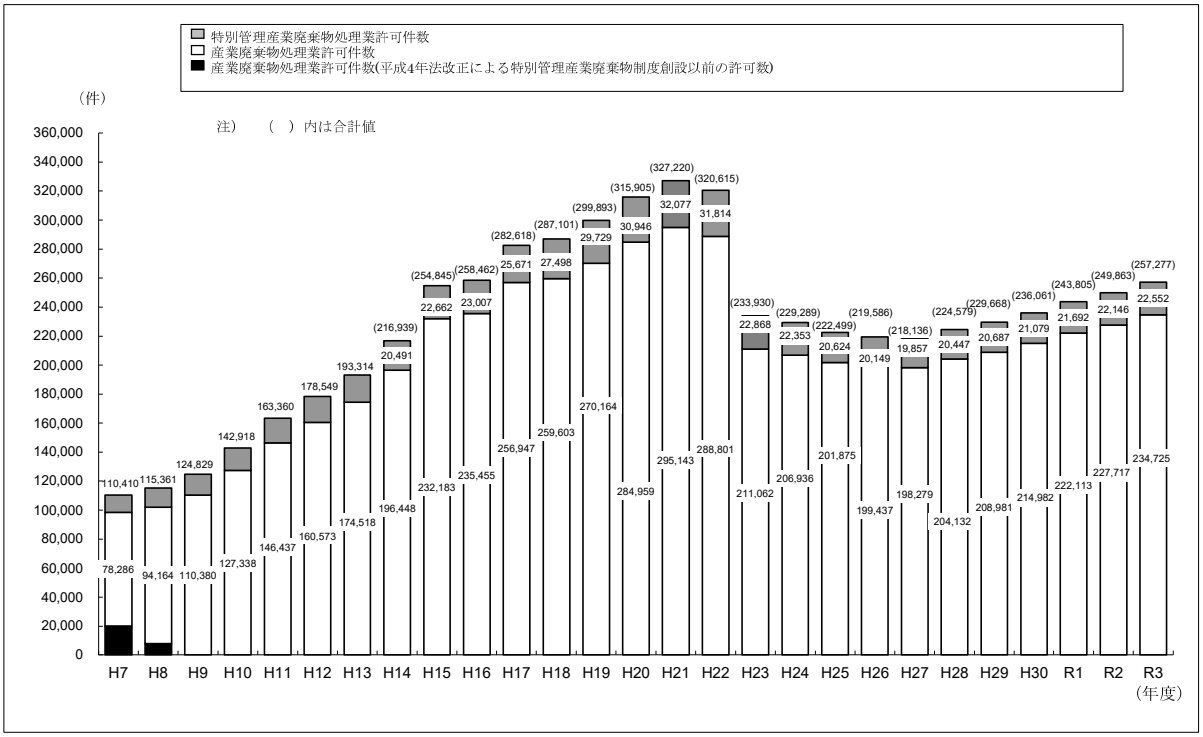

図２―１　許可件数の経年変化

表２－１　産業廃棄物処理業の許可件数（令和４年４月１日現在）

許可件数		合計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
234,725	22,552	257,277

（内　訳）

（ア）産業廃棄物処理業の許可件数

		許可件数（令和４年４月1日現在）		令和３年度 新規許可件数		令和３年度 更新許可件数	
収集運搬業		221,462	(214,442)	13,665	(13,704)	34,292	(30,292)
	積替あり	8,752	(8,601)	180	(173)	1,640	(1,502)
	積替なし	212,710	(205,841)	13,485	(13,531)	32,652	(28,790)
処分業		13,263	(13,275)	235	(201)	2,391	(2,294)
	中間処理のみ	12,488	(12,497)	228	(198)	2,252	(2,168)
	最終処分のみ	270	(269)	6	(2)	44	(43)
	中間・最終	505	(509)	1	(1)	95	(83)
合計		234,725	(227,717)	13,900	(13,905)	36,683	(32,586)

（イ）特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

		許可件数（令和４年４月１日現在）		令和３年度 新規許可件数		令和３年度 更新許可件数	
収集運搬業		21,773	(21,361)	982	(912)	3,005	(2,670)
	積替あり	1,224	(1,224)	25	(12)	172	(202)
	積替なし	20,549	(20,137)	957	(900)	2,833	(2,468)
処分業		779	(785)	14	(13)	88	(95)
	中間処理のみ	692	(702)	12	(12)	78	(80)
	最終処分のみ	61	(62)	2	(0)	8	(11)
	中間・最終	26	(21)	0	(1)	2	(4)
合計		22,552	(22,146)	996	(925)	3,093	(2,765)

注）１．許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。
　　２．（　）内は、前年度の調査結果である。

（ウ）都道府県・政令市の収集運搬業（積替なし）の許可件数

許可件数(令和４年４月1日現在)			合計
	産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
全国計	212,710 (205,841)	20,549 (20,137)	233,259 (225,978)
都道府県計	211,113 (204,168)	20,179 (19,750)	231,292 (223,918)
政令市計	1,597 (1,673)	370 (387)	1,967 (2,060)

注）１．都道府県・政令市の収集運搬業（積替なし）の許可件数である。
　　２．許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。
　　３．（　）内は、前年度の調査結果である。

②産業廃棄物処理業の廃止の状況

令和３年度における産業廃棄物処理業の廃止（一部廃止を除く。）の届出件数は合計 1,746 件であった。（表２－２参照）

表２－２　産業廃棄物処理業の廃止届出件数（令和３年度）

廃止届出件数		合計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
1,746	196	1,942

（内　訳）

		産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
収集運搬業		1,597	(1,459)	178	(158)
	積替あり	61	(73)	13	(9)
	積替なし	1,536	(1,386)	165	(149)
処分業		149	(179)	18	(11)
	中間処理のみ	142	(171)	18	(11)
	最終処分のみ	5	(3)	0	(0)
	中間・最終	2	(5)	0	(0)
合計		1,746	(1,638)	196	(169)

注）（　）内は、前年度の調査結果である。

３．行政処分等について

（１）調査方法

①調査対象機関　　47 都道府県、82 政令市

②調査内容　　行政処分の件数等

（２）調査結果の概要

令和３年度における法第 18 条の報告徴収は 5,364 件（前年度 5,543 件）、法第 19 条の立入検査件数は 189,857 件（同 190,703 件）であった。

また、令和３年度における行政処分については、法第 14 条の３の２（産業廃棄物処理業の許可取消し）と法第 14 条の３による処分（産業廃棄物処理業の停止処分）の合計は 241 件（前年度 287 件）、法第 14 条の６による処分（特別管理廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は８件（同 10 件）、法第 15 条の３による処分（産業廃棄物処理施設の許可取消し）と法第 15 条の２の７による処分（産業廃棄物処理施設の改善命令・停止命令）の合計は 28 件（同 26 件）、法第 19 条の３の命令（改善命令）は 12 件（同 11 件）、法第 19 条の５の命令（措置命令）は 21 件（同５件）、法第 19 条の６の命令（措置命令）は 0 件（同 0 件）であった。（表３－１参照）

表３－１　行政処分等の件数（令和３年度）

処分等の内容				件数	
立入検査等		法第18条の報告徴収		5,364	(5,543)
		法第19条の立入検査		189,857	(190,703)
管理票に関する行政指導		法第12条の６の勧告		8	(22)
		法第12条の６に係る指導		152	(158)
行政処分	処理業	（産業廃棄物処理業）		241	(287)
		法第14条の３の２の処分	許可の取消し	206	(244)
		法第14条の３の処分	全部停止	35	(43)
			一部停止	0	(0)
		（特別管理産業廃棄物処理業）		8	(10)
		法第14条の６の処分	許可の取消し	6	(4)
			全部停止	2	(6)
			一部停止	0	(0)
	処理施設	（産業廃棄物処理施設）		28	(26)
		法第15条の３の処分	許可の取消し	12	(8)
		法第15条の２の７の処分	改善命令	8	(6)
			停止命令	8	(12)
	事業者等	法第19条の３による処分	改善命令	12	(11)
		法第19条の５による処分	措置命令	21	(5)
		法第19条の６による処分	措置命令	0	(0)

注）（　）内は、前年度の調査結果である。

【参考資料】

ａ）取消処分の推移

図３－１　取消処分件数の経年変化

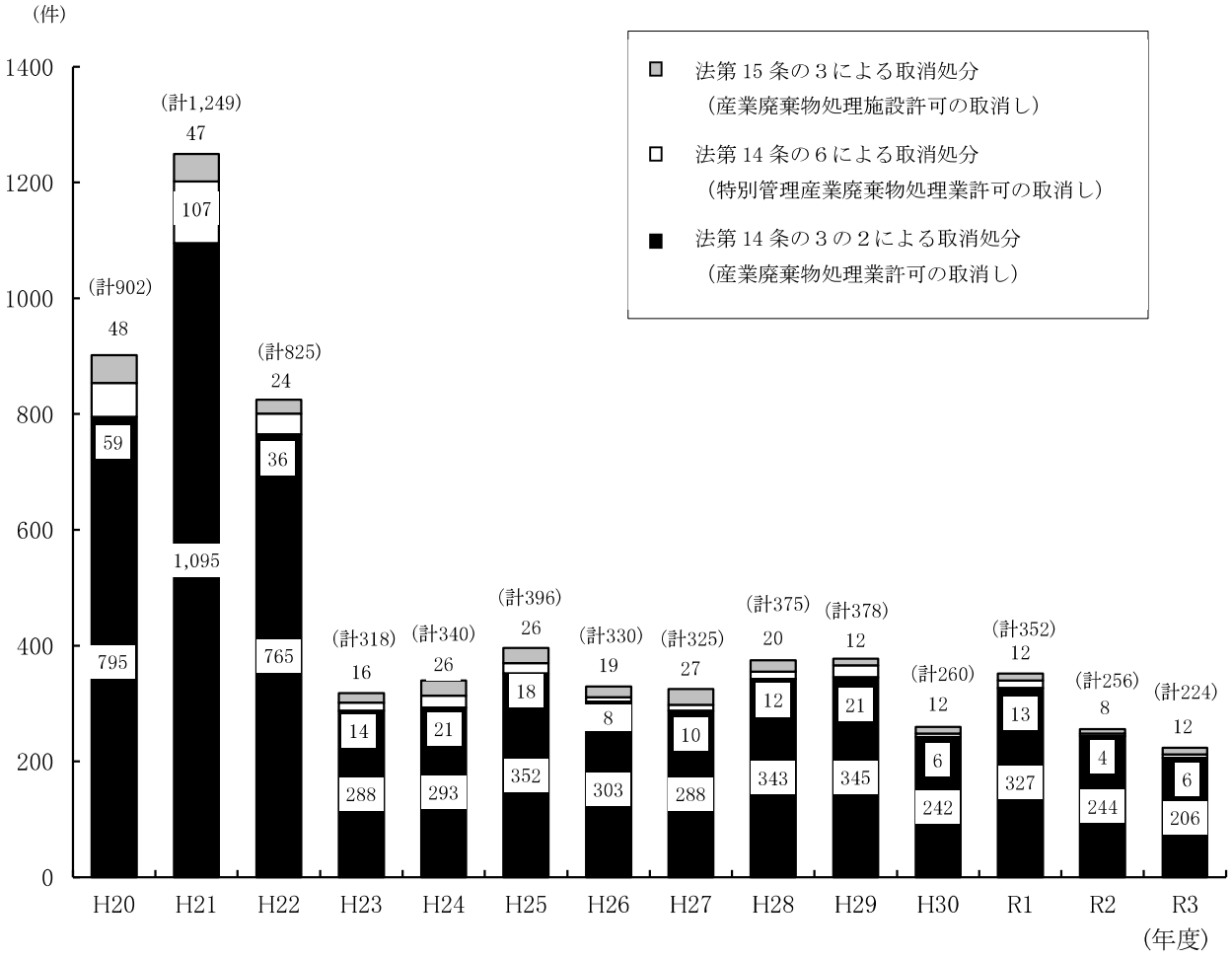

注）　令和３年度の数値は、都道府県及び政令市に対し、令和３年４月から令和４年３月末までの実績を調査した結果である。

ｂ）産業廃棄物の施設設置許可件数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年
中間処理施設	20,613	19,164	19,076	19,444	19,345	19,320	19,147	18,880	18,829	18,693	18,662	18,726	19,023	19,107	19,090	19,197	19,412	19,414
汚泥の脱水施設	6,666	4,810	4,221	3,935	3,774	3,532	3,383	3,208	3,125	3,063	2,994	2,933	2,925	2,870	2,832	2,804	2,717	2,676
汚泥の乾燥施設（機械）	238	242	248	245	244	243	246	245	239	238	230	226	212	217	215	213	212	206
汚泥の乾燥施設（天日）	78	73	74	71	70	67	89	99	78	78	78	61	58	56	53	52	53	52
廃油の油水分離施設	265	256	253	258	260	258	265	247	249	251	248	248	251	255	253	254	258	255
廃酸・廃アルカリの中和施設	200	186	182	167	149	142	138	136	143	146	147	145	144	153	149	150	153	165
コンクリート固型化施設	43	40	37	36	36	35	34	33	38	32	32	28	26	25	26	25	25	25
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8	8	8	8	8	8	8	10	9	9	11	11	11	11	11	11	11	10
シアン化合物の分解施設	216	194	182	177	161	151	135	130	124	117	111	103	107	106	101	105	100	99
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設	—	—	—	—	14	16	16	16	13	13	11	11	10	10	11	12	12	11
PCB廃棄物の分解施設	18	16	17	20	19	17	17	18	19	18	17	14	15	14	13	13	12	9
PCB廃棄物の洗浄施設	13	16	13	13	11	11	12	13	15	15	15	14	15	14	13	14	13	8
廃プラスチック類の破砕施設	1,161	1,286	1,411	1,575	1,649	1,738	1,777	1,792	1,813	1,869	1,924	1,964	2,005	2,087	2,106	2,162	2,235	2,287
木くず又はがれき類の破砕施設	7,765	8,135	8,529	9,061	9,056	9,283	9,365	9,457	9,594	9,615	9,711	9,910	10,258	10,374	10,399	10,457	10,675	10,698
廃水銀等の硫化施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	2	2	2
汚泥の焼却施設	654	679	691	696	683	680	666	631	621	623	618	617	583	573	587	591	599	593
廃油の焼却施設	635	639	668	691	699	680	675	694	687	664	613	610	589	573	585	592	600	596
廃プラスチック類の焼却施設	1,076	1,052	1,009	980	983	956	899	820	792	755	750	743	715	693	684	692	695	695
PCB廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	2	1	1	2	2	2	3	3	5	5	5	4
その他の焼却施設	1,577	1,532	1,533	1,511	1,529	1,503	1,420	1,330	1,269	1,185	1,150	1,086	1,096	1,071	1,045	1,043	1,035	1,023
最終処分場	2,478	2,335	2,205	2,253	2,199	2,157	2,047	1,990	1,942	1,880	1,827	1,803	1,783	1,650	1,631	1,603	1,600	1,568
遮断型処分場	33	33	33	32	32	32	25	25	25	24	24	24	24	23	23	23	23	22
安定型処分場	1,484	1,413	1,382	1,361	1,326	1,283	1,244	1,201	1,164	1,120	1,073	1,053	1,040	998	981	952	946	931
管理型処分場	961	889	880	860	841	842	778	764	753	736	730	726	719	629	627	628	631	615
合計	23,091	21,499	21,281	21,697	21,544	21,477	21,194	20,870	20,771	20,573	20,489	20,529	20,806	20,757	20,721	20,800	21,012	20,982

ｃ）都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置許可状況（令和４年４月１日現在）

都道府県	中間処理施設	うち焼却施設	最終処分場
北海道	1,341	139	285
青森県	611	78	17
岩手県	457	39	30
宮城県	473	39	17
秋田県	280	42	25
山形県	312	17	20
福島県	496	95	64
茨城県	403	113	31
栃木県	330	70	14
群馬県	440	60	33
埼玉県	641	101	1
千葉県	548	136	24
東京都	289	26	5
神奈川県	563	114	12
新潟県	502	63	34
富山県	392	37	25
石川県	192	24	21
福井県	138	39	10
山梨県	132	20	5
長野県	572	49	27
岐阜県	281	47	18
静岡県	841	157	60
愛知県	949	133	95
三重県	526	65	32
滋賀県	204	32	24
京都府	181	23	12
大阪府	287	59	8
兵庫県	612	143	40
奈良県	78	11	12
和歌山県	201	26	7
鳥取県	174	26	10
島根県	239	18	18
岡山県	455	91	32
広島県	567	126	76
山口県	463	108	70
徳島県	158	26	7
香川県	214	47	32
愛媛県	549	79	36
高知県	165	29	13
福岡県	779	110	50
佐賀県	233	27	39
長崎県	334	30	17
熊本県	419	39	9
大分県	327	49	42
宮崎県	308	38	50
鹿児島県	549	39	34
沖縄県	209	32	25
全国計	19,414	2,911	1,568

注）　政令市分は、各都道府県に含んで計上している。

ｄ）行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年
法第18条 報告徴収	35,349	33,582	23,425	13,866	15,786	13,777	13,779	9,570	9,704	5,124	4,684	6,556	5,241	5,249	5,797	5,342	5,543	5,364
法第19条 立入検査	125,332	161,203	180,291	196,144	198,326	198,697	182,544	183,832	191,705	181,292	186,482	194,324	186,771	211,750	208,457	206,890	190,703	189,857
法第12条の6 勧　告	31	22	6	5	14	1	50	8	5	3	20	25	60	87	36	15	22	8
法第14条の3の2 許可の取消し	884	722	732	699	795	1,095	765	288	293	352	303	288	343	345	242	327	244	206
法第14条の3 停止命令	72	88	77	72	66	67	53	46	38	61	27	37	58	33	33	36	43	35
法第14条の6 許可の取消し	40	33	33	71	59	107	36	14	21	18	8	10	12	21	6	13	4	6
法第14条の6 停止命令	9	9	18	6	11	8	10	1	8	8	3	2	4	11	2	5	6	2
法第15条の3 許可取消し	21	42	40	34	48	47	24	16	26	26	19	27	20	12	12	12	8	12
法第15条の2の7 改善命令	44	38	22	17	24	17	14	14	13	12	15	10	13	8	2	11	6	8
法第15条の2の7 停止命令	22	28	18	14	13	16	15	13	15	25	7	7	22	24	8	20	12	8
法第19条の3 改善命令	107	100	71	54	40	47	38	37	49	41	43	38	22	18	30	21	11	12
法第19条の5 措置命令	85	75	59	55	16	28	30	13	55	22	12	5	3	26	15	20	5	21
法第19条の6 措置命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

４．産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

（１）　最終処分場の残存容量（令和４年４月１日現在）

最終処分場の残存容量は約 17,759 万ｍ３であり、前年度から約 2,053 万ｍ３（13.1％）増加した。

表４－１　最終処分場の残存容量（令和４年４月１日現在）

（単位：m³）

最終処分場		残存容量
遮断型処分場		２５，２８０ （２６，７０２）
安定型処分場	総数	５９，８５１，７７９ （５３，９０５，２３４）
管理型処分場	総数	１１７，７１６，４３９ （１０３，１３５，２６４）
	うち海面埋立	４５，２８６，７２８ （４４，０９５，３５８）
計		１７７，５９３，４９８ （１５７，０６７，２００）

注）　１．法第１５条第１項の許可を受けた施設である。
２．「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。
３．（　）は、前年度の調査結果である。

（２）　最終処分場の残余年数（令和４年４月１日現在）

令和３年度の最終処分量及び令和４年４月１日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では 20.1 年、首都圏では 12.7 年、近畿では 19.6 年となっている。

表４－２　産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数（令和４年４月１日現在）

区　分	最終処分量 （万ｔ）	残存容量 （万ｍ３）	残余年数 （年）
全　国	８８２ （９０９）	１７，７５９ （１５，７０７）	２０．１ （１７．３）
首都圏	１５６ （１４９）	１，９８９ （２，０３９）	１２．７ （１３．７）
近畿圏	１３６ （１３２）	２，６６４ （２，０２９）	１９．６ （１５．４）

注）　１．首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。
２．残余年数＝残存容量／最終処分量とする。（ｔと㎥の換算比を１とする。）
３．（　）内は、前年度の調査結果である。

（３）最終処分場の残余年数等の推移

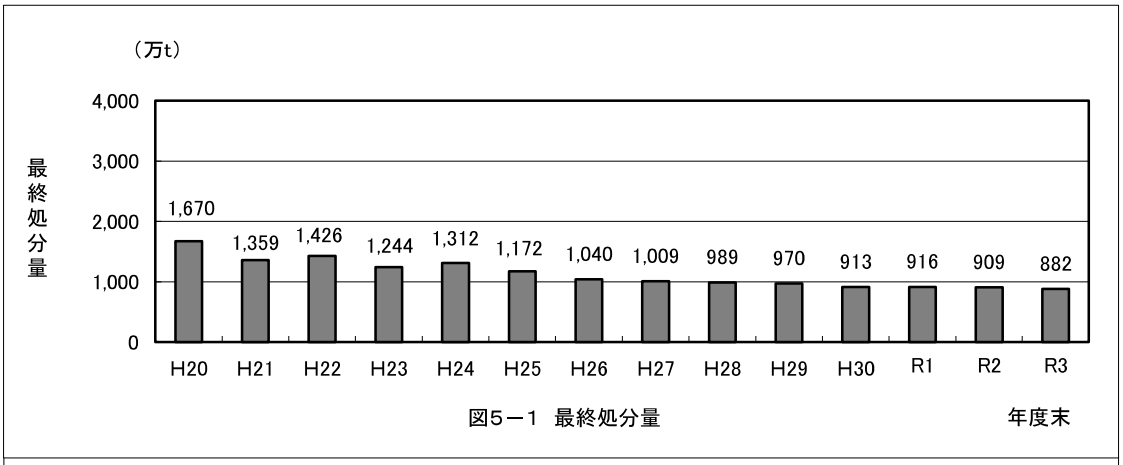

図５－１ 最終処分量

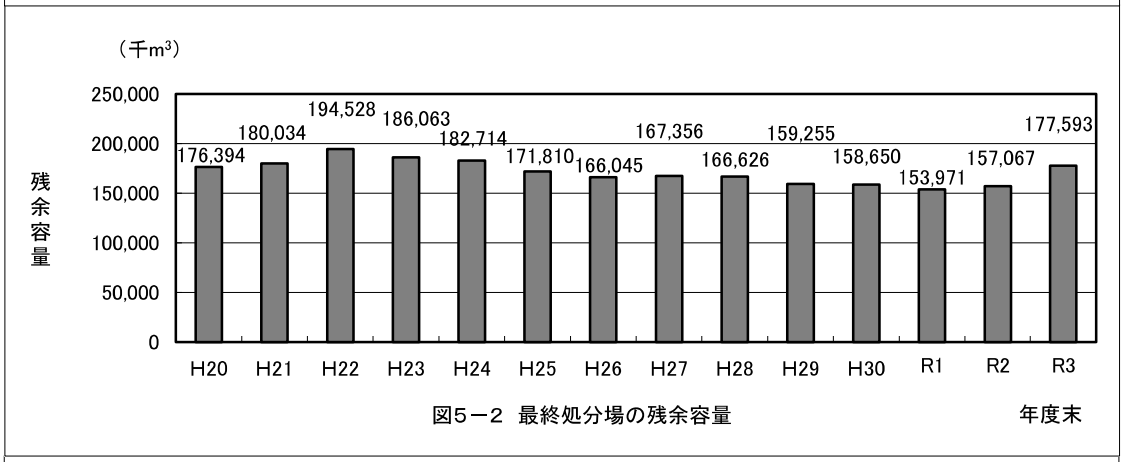

図５－２ 最終処分場の残余容量

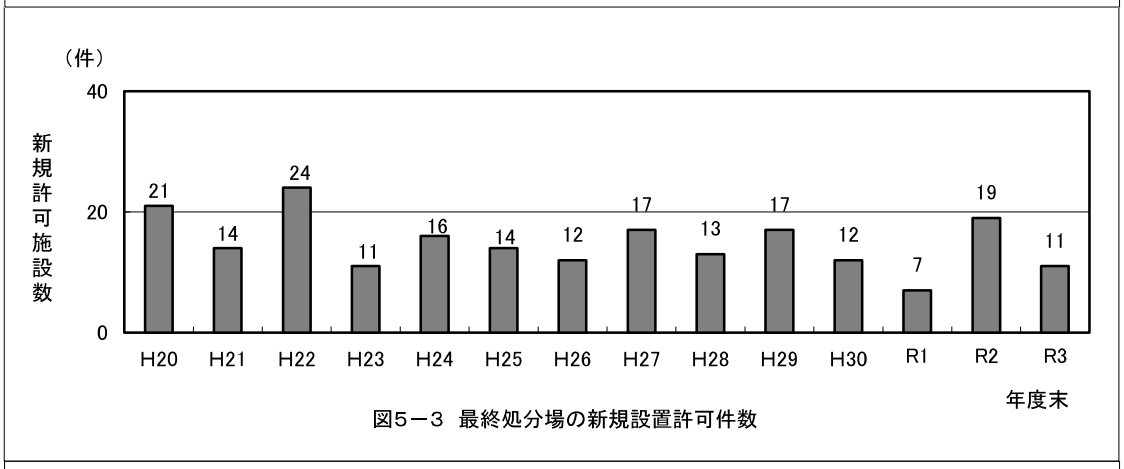

図５－３ 最終処分場の新規設置許可件数

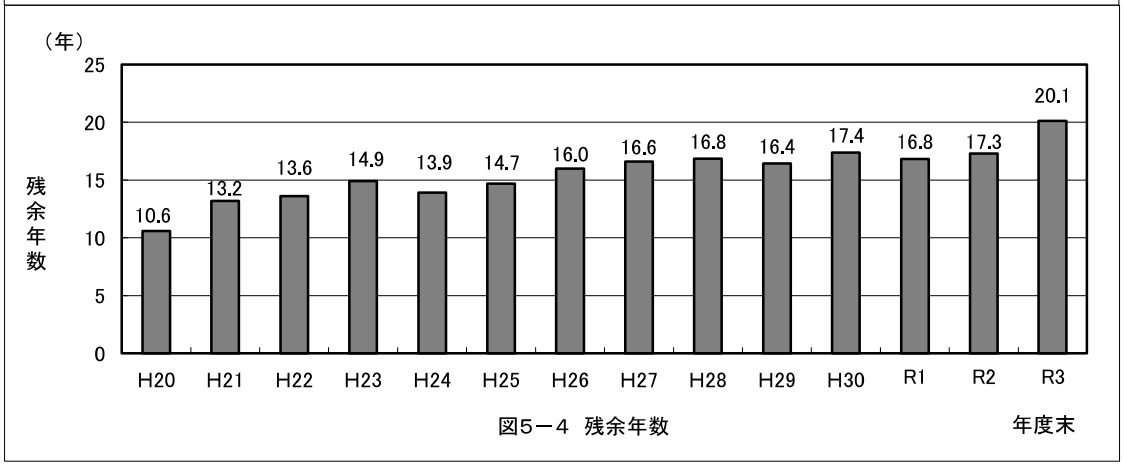

図５－４ 残余年数